「国際催事放送権料引当金 東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金」	「国際催事放送権料引当金 東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金」
「備考１　この表において、「国際催事放送権料引当金」とは令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に関する放送に要する費用（放送権料を除く。）のための引当金をいう。」	「備考１　この表において、「国際催事放送権料引当金」とは平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に関する放送に要する費用（放送権料を除く。）のための引当金をいう。」
「受信料前受金」	「受信料前受金」
「東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金 受信料前受金」	「東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金 受信料前受金」
「国際催事放送権料引当金」	「国際催事放送権料引当金」
「国際催事放送権料引当金 東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金」	「国際催事放送権料引当金 東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金」
「国際催事放送権料引当金の増減額」	「国際催事放送権料引当金の増減額 東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金の増減額」
［３　略］	［３　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。